

令和 2 年度原子力規制委員会臨時会議

第 55 回会議議事要旨

令和 3 年 2 月 9 日（火）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第55回会議

令和3年2月9日

16:00～17:30

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における
IDカード不正使用に係る SERP 予備会合の結果について（その2）

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山田核物質・放射線総括
審議官、児嶋総務課長、

吉川安全規制管理官（核セキュリティ担当）事務代理、齋藤管理官補
佐、古金谷検査総括課長

冒頭、更田委員長から、本日の議題に関し、核物質防護に関する審議内容及び資料に不開示情報が含まれ情報公開法における不開示情報を取り扱うため、原子力規制委員会議事運営要領7条及び8条の規定に基づき、非公開で開催すること、また、本日の資料のうち公開可能なものは、原子力規制委員会ホームページで公開することとした。

議題について、東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案に係る原子力規制検査の重要度の評価の検討経緯及び東京電力から暫定的な評価に対する意見陳述要望がなかったことを踏まえ、今後、東京電力に求める報告及び対応の案について、事務局より資料に基づき説明を行った。

原子力規制委員会は、事務局に対し、東京電力から意見陳述要望がなかったことを踏まえて対応区分を1から2に変更するとともに、今後、東京電力に求める報告及び対応を了承した。

また、昨日及び本日の臨時会議において詳細な報告を受けたところであるが、本事案発生直後にこのような報告を受けていたと仮定した場合、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る保安規定変更認可を認めていたか否かについて議論を行った。大別して、核物質防護に係る個別事案は原子力規制検査の枠組みで対処して許認可の手續と別に考えるべきであるとする意見と、当該変更認可申請の内容の適否とは関係なく、この種事案の発生直後に認可に係る判断を行うことは適当ではないとする意見に分かれた。

文責：核セキュリティ部門（議題）